令和4年度

PTA総会議案書

日時　令和4年5月（紙面開催）

場所　配布にて実施
北海道音更高等学校父母と先生の会

総会次第

1　開会のことば

2　挨拶

1）　会長挨拶

2）　校長挨拶

3　議長選出

4　議事

1）　令和3年度事業報告

2）　令和3年度PTA会計決算報告

3）　令和3年度クラブ後援会（一般会計）決算報告
及びクラブ後援会特別会計決算報告

4）　令和3年度PTA会計監査報告

5）　令和3年度クラブ後援会会計監査報告

6）　令和4年度事業計画（案）について

7）　令和4年度PTA会計予算（案）について

8）　令和4年度クラブ後援会（一般会計）予算（案）
及びクラブ後援会特別会計予算（案）について

9）　役員改選について

10）　その他
会則の改定（案）について

5　議長退任

6　旧・新役員挨拶

7　閉会のことば

1)　令和3年度事業報告について

【PTA】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
4月23日(金)	PTA総会	音更高校	28名	
5月26日(水)	第1回PTA役員会	紙面開催	0名	
5月30日(日)	高P連十勝支部総会	書面審議	0名	吉田教頭ｵﾝﾗｲﾝ参加
6月12日(土)	全道高P連大会	リモート開催	0名	
3月17日(木)	PTA三役会議	音更高校	名	
3月17日(木)	第2回PTA役員会	音更高校	7名	＋学校から2名
3月　日(　)	PTA三役会議	音更高校	名	
3月末	PTA会計監査	音更高校	3名	

【総務部】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
5月26日(水)	第1回PTA役員会総務部会	紙面開催	名	
9月･12月	PTAだより発行(4回)、1～2回ずつ編集会議開催	音高図書室		159～162号

反省及び申送り事項等

【研修部】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
5月26日(水)	第1回PTA役員会研修部会	紙面開催	名	
6月5日(土)	PTA研修会(寄せ植え講習会)	音高農場	名	緊急事態宣言により中止

反省及び申送り事項等

【指導部】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
5月26日(水)	第1回PTA役員会指導部会	紙面開催	名	
6月18･19日	生徒指導研究協議会	十勝合同庁舎	名	
7月7日(土)	学校祭パレード指導と給水	家畜集出荷ｾﾝﾀｰ	名	
8月4日(土)	商工会祭り巡視	新通り会館	名	
9月25日(火)	高P十勝支部交通安全街頭指導	町内各交差点	名	
2月7日(木)	ﾊﾞｽ添乗指導		名	

反省及び申送り事項等

【1年次】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
５月26日(水)	第1回PTA役員会年次部会	紙面開催	名	
６月４日(月)	教科選択及び見学旅行説明会	本校体育館	名	
６月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ打合せ	会議室	名	
７月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ協力(揚げたこ、フランク)	音更高校前庭	名	
７月　日(　)	〃　　反省会		名	

反省及び申送り事項等

【2年次】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
５月26日(水)	PTA役員会年次部会	紙面開催	名	
６月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ打合せ	音高会議室	名	
７月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ協力(焼き鳥)	音高前庭	名	
７月　日(　)	〃　　反省会		名	
７月 16 日(金)	第１回見学旅行説明会	音高英地公教室	37 名	
10 月１日(金)	第２回見学旅行説明会	音高英地公教室	23 名	

反省及び申送り事項等

【3年次】

実施日	事業内容	場所	参加人数	備考
4月28日(水)	保護者進路研修会および進路ガイダンス	音更高校製図室	40名	
５月26日(水)	PTA役員会年次部会	紙面開催	名	
６月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ打合せ	音高会議室	名	
７月　日(　)	学校祭ﾊﾞｻﾞｰ協力(焼きそば)	音高前庭	名	
７月　日(　)	学校祭反省会		名	
11 月 12 日(金)	運転免許取得説明会	音高体育館	63 名	
11 月 15 日(月)	運転免許取得説明会	音高英地公教室	31 名	

反省及び申送り事項等

2） 令和3年度PTA会計決算報告

令和3年度　北海道音更高等学校PTA会計決算書

収入の部

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	増減（B−A）	摘　　要
繰　越　金	3,266,434	3,266,434	0	前年度より繰越
入　会　金	126,000	118,000	△ 8,000	2,000円×63名 弟妹会費4名減額△8,000円
会　　費	269,550	265,575	△ 3,975	会費減額△4500円×281名、△2250円×37名（教職員） 転出等減△3975円（5名）
雑　収　入	16	23	7	預金利息
合　　計	3,662,000	3,650,032	△ 11,968	

支出の部

科　　目		予算額（D）	決算額（E）	執行残額（D−E）	摘　　要
運営費	会議費	22,000	0	22,000	
	事務費	135,000	128,620	6,380	郵便切手、消耗品、出納旅費、メール配信
	交際費	10,000	0	10,000	
	慶弔費	15,000	10,000	5,000	会員慶弔費1名
	負担金	220,000	107,340	112,660	高P連他各種団体負担金
事業費	会員研修費	300,000	0	300,000	
	調査研究費	500,000	48,595	451,405	各種教育研究会等旅費
	広報活動費	400,000	286,550	113,450	PTAだより印刷代
	特別活動費	900,000	131,505	768,495	卒業記念品、学校祭、学校行事等
	生徒指導費	100,000	34,954	65,046	生徒指導関係旅費、生徒手帳予備
	進路指導費	300,000	113,708	186,292	進路指導関係旅費、進学用問題集等
	調整費	750,000	750,000	0	クラブ後援会特別会計へ繰入
	予備費	10,000	0	10,000	
合　　計		3,662,000	1,611,272	2,050,728	

収入	支出額	残額	
3,650,032	1,611,272	2,038,760	【次年度へ繰り越し】

3） 令和3年度クラブ後援会（一般会計）及びクラブ後援会特別会計決算報告

令和3年度北海道音更高等学校クラブ後援会決算書

収入の部

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	増減（B−A）	摘　　要
繰　越　金	4,475,292	4,475,292	0	前年度より繰越
会　　費	562,000	555,167	△ 6,833	会費減額△10,000×281名、転出者等△6,833円
繰　入　金	0	0	0	
雑　収　入	708	29	△ 679	預金利息
合　　計	5,038,000	5,030,488	△ 7,512	

支出の部

科　　目	予算額（D）	決算額（E）	執行残額（D−E）	摘　　要
遠征費	3,800,000	1,368,903	2,431,097	地区・全道大会遠征補助、引率旅費
強化費	400,000	374,574	25,426	部活動設備等補助
積立金	750,000	750,000	0	特別会計へ積立て
予備費	88,000	5,500	82,500	部活動顧問災害補償制度加入
合　　計	5,038,000	2,498,977	2,539,023	

収入	支出額	残額	
5,030,488	2,498,977	2,531,511	【次年度へ繰り越し】

令和3年度北海道音更高等学校クラブ後援会特別会計決算書

収入の部

科　　目	予算額 （A）	決算額 （C）	増減 （C−B）	摘　　要
繰　越　金	5,201,956	5,201,956	0	前年度より繰越
積　立　金	750,000	750,000	0	クラブ後援会会計から積立て
繰　入　金	750,000	750,000	0	PTA会計から繰入れ
雑　収　入	44	40	△ 4	預金利息
合　　計	6,702,000	6,701,996	△ 4	

支出の部

科　　目	予算額 （D）	決算額 （E）	執行残額 （D−E）	摘　　要
遠征費	5,000,000	2,036,985	2,963,015	管弦楽局総文祭（和歌山県）参加経費
留保金	0	0	0	
予備費	1,702,000	0	1,702,000	
合　　計	6,702,000	2,036,985	4,665,015	

収入	支出額	残額	
6,701,996	2,036,985	4,665,011	【次年度へ繰り越し】

4）　令和3年度PTA会計監査報告

監　査　報　告

令和3年度北海道音更高等学校PTA会計決算について、関係帳簿及び支出証拠書類並びに預金通帳を監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和　4年　4月12日

監事　海老理沙

監事　上野佳克

監事　大場真恵

5）　令和3年度クラブ後援会会計監査報告

監　査　報　告

令和3年度北海道音更高等学校クラブ後援会及びクラブ後援会特別会計決算について、関係帳簿及び支出証拠書類並びに預金通帳を監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和　4年　4月12日

監事　海老理沙

監事　上野佳克

監事　大場真恵

6）　令和4年度事業計画（案）について

（詳細は第1回PTA役員会にて検討）

会員相互の研修を一層充実するとともに、各部会の活動を活発化し、家庭と学校の連絡を密にして子供をより良く育てるための支援、協力を重点に本年度の活動を進める。

1 部会活動

総務部

ア）　PTAだよりの発行（発行回数未定）～新学期号（第163号）発行予定

イ）　各種研修会への積極的参加

ウ）　PTA懇談会の計画と運営（時期・場所・回数・内容の検討）

指導部

ア）　校外指導　（商工会祭り巡視　8月）

イ）　交通安全指導（学校祭　パレード交通安全指導・給水運営）

ウ）　バス乗車指導　（12月ころ）

エ）　交通安全街頭指導

研修部

ア）　会員研修の計画および会員相互の親睦を深める。（研修会、交流会）

イ）　各種研修会等への積極的参加

年次部

ア）　年次毎に活動の計画（年次独自部分及び1～3年次共通部分）

2　卒業生への記念品贈呈（卒業証書ホルダー）

3　学校行事への参加と支援活動（主に学校祭での協力等）

4　クラブ後援会を通した部活動支援

7）　令和4年度PTA会計予算(案)について

令和4年度　北海道音更高等学校PTA会計予算書(案)

収入の部

科　　目	3年度予算額	4年度予算額	増減(△)	摘　要
繰　越　金	3,266,434	2,038,760	△ 1,227,674	前年度より繰り越し
入　会　金	126,000	188,000	62,000	2000円×94名
会　　費	269,550	1,474,200	1,204,650	5400円×256名 2700円×34名(教職員)
雑　収　入	16	40	24	預金利息
合　　計	**3,662,000**	**3,701,000**	**39,000**	

支出の部

科　　目		3年度予算額	4年度予算額	増減(△)	摘　要
運営費	会議費	22,000	22,000	0	総会、役員会等運営経費
	事務費	135,000	135,000	0	郵便切手、消耗品
	交際費	10,000	10,000	0	
	慶弔費	15,000	15,000	0	慶弔規定による経費
	負担金	220,000	220,000	0	高P連他各種団体負担金
事業費	会員研修費	300,000	300,000	0	北海道高P連参加費
	調査研究費	500,000	500,000	0	各種教育研究会等旅費
	広報活動費	400,000	400,000	0	PTAだより印刷代他
	特別活動費	900,000	900,000	0	卒業記念品、学校祭、学校行事等
	生徒指導費	100,000	100,000	0	生徒指導関係旅費、生徒手帳予備
	進路指導費	300,000	300,000	0	進学用問題集代他
	調整費	750,000	750,000	0	クラブ後援会特別会計へ繰入
	予備費	10,000	49,000	39,000	
合　　計		**3,662,000**	**3,701,000**	**39,000**	

8)　令和4年度クラブ後援会（一般会計）予算（案）及びクラブ後援会特別会計予算（案）について

令和4年度北海道音更高等学校クラブ後援会会計予算書（案）

収入の部

科　目	3年度予算額	4年度予算額	増減（△）	摘　要
繰 越 金	4,475,292	2,531,511	△ 1,943,781	前年度より繰り越し
会　費	562,000	3,072,000	2,510,000	12000円×256名
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	708	489	△ 219	預金利息
合　計	**5,038,000**	**5,604,000**	**566,000**	

支出の部

科　目	3年度予算額	4年度予算額	増減（△）	摘　要
遠 征 費	3,800,000	3,800,000	0	地区・全道大会遠征補助、引率旅費
強 化 費	400,000	400,000	0	部活動設備等補助
積 立 金	750,000	750,000	0	特別会計へ積立て
予 備 費	88,000	654,000	566,000	
合　計	**5,038,000**	**5,604,000**	**566,000**	

令和4年度北海道音更高等学校クラブ後援会特別会計予算書（案）

収入の部

科　目	3年度予算額	4年度予算額	増減（△）	摘　要
繰 越 金	5,201,956	4,665,011	△ 536,945	前年度より繰り越し
積 立 金	750,000	750,000	0	クラブ後援会会計から積立て
繰 入 金	750,000	750,000	0	PTA会計から繰入れ
雑 収 入	44	989	945	預金利息
合　計	**6,702,000**	**6,166,000**	**△ 536,000**	

支出の部

科　目	3年度予算額	4年度予算額	増減（△）	摘　要
遠 征 費	5,000,000	5,000,000	0	
留 保 金	0	0	0	
予 備 費	1,702,000	1,166,000	△ 536,000	
合　計	**6,702,000**	**6,166,000**	**△ 536,000**	

9） 令和4年度 北海道音更高等学校PTA三役員(案)

令和3年度役員

	年次･組	氏　名
会 長	2－1	畠 山 恭 二
副会長	2－1	吉 川 友紀也
	3－3	宮 村 透
	3－3	髙 橋 慶 次
	校 長	三 上 拓 志
監 事	1－2	海 老 理 沙
	2－3	上 野 佳 克
	3－2	大 場 真 恵

令和4年度役員(案)

	年次･組	氏　名
会 長	2－2	海 老 理 沙
副会長	3－1	畠 山 恭 二
	校 長	重 堂 法 人
監 事	3－3	上 野 佳 克
	3－1	吉 川 友紀也
	1－2	小 池 千 春

10） その他

会則の改正について（案）

間口減にともない、会員数が減少したことを踏まえ、PTA 三役の人数について、副会長の人数を4人から若干名へとする変更案を提案します。

（現行）

第 5 条　本会に、次の役員を置く。

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　4名（うち1名は学校長）

（3）委　員　　若干名

（4）監　事　　3名

（改正後）

第 5 条　本会に、次の役員を置く。

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　若干名（うち1名は学校長）

（3）委　員　　若干名

（4）監　事　　3名

資料

北海道音更高等学校父母と先生の会　会則

第１章　総　　則

第１条　本会は、北海道音更高等学校父母と先生の会（略称「ＰＴＡ」）と称し、事務局を同校内に置く。

第２章　目　　的

第２条　本会は、生徒の教育に対する責任者として、家庭と学校の連絡を密にし、相互に教育的使命を理解し生徒の家庭生活・学校生活の改善を図り、会員相互の研修を行うことを目的とする。

第３章　組　　織

第３条　本会は、次の会員をもって組織する。

（1）本校生徒の父母または親権者
（2）本校の教職員
（3）本会の趣旨に賛同して入会した者

第４章　事　　業

第４条　本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）会員の研修
（2）学校の教育活動及び教育環境の整備に対する協力
（3）生徒の生活指導及び補導に関する協力
（4）生徒の進路に関する協力
（5）生徒の厚生に関する協力
（6）勤労青少年の教育振興に対する協力
（7）教職員の教育研修に対する援助
（8）その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第５章　役　　員

第５条　本会に、次の役員を置く。

（1）会　長　　１名
（2）副会長　　４名（うち１名は学校長）
（3）委　員　　若干名
（4）監　事　　３名

第６条　役員は次の職務を行う。

（1）会長は、本会を代表し会務を統括する。
（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。

（3）委員は、本会の目的達成のため会務の企画ならびに執行にあたる。
（4）監事は、本会の会計を監査する。

第 7 条　役員の選出は次のとおりとする。
（1）会長、副会長、監事は、運営委員会において選出された選考委員の推薦を経て、総会において選出する。
（2）委員は、各学級ごとに選出された者、さらに必要と認められた者に対し会長が委嘱する。

第 8 条　役員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、定期総会まで継続するものとする。

第 9 条　本会に顧問を置くことができる。
（1）顧問は、会長が推薦し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
（2）顧問は、会長の要請により、必要な会議に出席し意見を述べる。

第 6 章　会　　議

第１０条　本会の会議は、総会、三役会、運営委員会及び役員会とし、会長が招集する。

第１１条　総会は本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。
（1）定期総会は毎年４月（都合により開催できない場合には５月）に開催する。
（2）臨時総会は役員会において提案され、会長が必要と認めたとき、または会員の３分の１以上から要求があったとき開催する。
（3）総会への欠席会員は、会長への委任とみなす。
（4）総会の議決は、出席者の過半数で決する。
（5）総会は、次の事項について審議決定する。
ア　事業報告及び監査を経た決算報告
イ　毎年度の事業計画及び予算の議決
ウ　役員の改選
エ　会則の制定及び改正の議決
オ　その他、本会の運営に関すること

第１２条　三役会は、会長、副会長をもって構成する。ただし、監事は必要に応じて出席するものとする。
（1）三役会は、会長が必要と認めたとき開催し、次の事項を審議する。
ア　総会及び役員会における、事前の連絡、調整
イ　その他、本会の運営に関すること

第１３条　運営委員会は、三役及び部長をもって構成する。
（1）運営委員会は、会長が必要と認めたとき開催し、次の事項を審議する。
ア　役員の選出に伴う選考委員の推薦
イ　専門部、学年部の事業に伴う連絡、調整
ウ　その他必要な事項

第１４条　役員会は、会長、副会長、委員をもって構成する。ただし監事は役員会に出席できるものとする。

（1）役員会は、次の事項を審議または決定する。
ア　事業報告及び監事の監査を経た決算報告の承認
イ　事業計画及び予算案の承認
ウ　会則の制定案及び改正案の承認
エ　補正予算の議決、ただし、同一会計において 10%以内の増減による補正については、会長に委任する。
オ　会費等の納入方法の決定
カ　臨時会費の徴収の議決
キ　細則の制定及び改正の議決
ク　その他、本会の運営に関すること

第　7　章　　部　会　等

第１５条　本会の事業目的を推進するために次の組織を設ける。
（1）専門部会
（2）学年部会
（3）クラブ後援会

第　8　章　　会　　計

第１６条　本会の会計は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第１７条　本会の経費は、会費及び入会金並びにその他の収入をもってあてる。
（1）会費は、年額５，４００円とし、会費等納入規定により納入する。
（2）入会金は、２，０００円とし、入会時に納入する。

第１８条　新年度の予算成立までは、前年度予算の４分の１以内の暫定予算が成立しているものとみなす。

第１９条　予算費の支出については、会長に委任する。

第２０条　その他、本会の会計の執行については、施行細則の定めるところによる。

第　9　章　　事　務　局

第２１条　本会に事務局を置き、事務局職員は、校長の承認を得て会長が委嘱する。
（1）事務局に次の職員を置く。
ア　事務局長　　１　名（教頭）
イ　事務局員　　若干名
ウ　会計　　１　名

第２２条　事務局員は、次の職務を行う。
（1）事務局長は、会長の指示を受け、事務局の業務を統括する。
（2）事務局次長は必要に応じ事務局長を代理する。

（3）事務局員は、本会の業務を処理する。
（4）会計は、本会の会計をつかさどる。

第　１０　章　　そ　の　他

第２３条　本会の会則の改廃は、総会の議決による。

第２４条　本会の会則に基づき、必要な細則を設けることができる。
（1）前項に規定する細則は、役員会に諮り会長が定める。

附　　則
この会則は、昭和４８年４月　９日より施行する。
昭和４８年４月１０日　改正
昭和５１年４月　９日　改正
昭和５５年４月　９日　改正
昭和６２年５月１７日　改正
平成　３年４月２７日　改正
平成　５年４月２４日　改正
平成２８年４月　１日　改正
平成２９年４月２０日　改正
令和元年　５月１７日　改正

施行細則

１　会費等の納入規定

第 1 条　会員は、次の通り会費等を納入する。
（1）会則第３条第１項に規定する会員
ア　会費は、会則第 17 条に定める額とする。
イ　次の場合は会費の額は、２分の１減額することができる。
a　世帯全員の市町村民税が非課税または全額免除である方
b　住民税の課税額が均等割のみである方
c　同一会員の子弟で、２人以上在学する場合は、２人目から
d　会費を納めることが困難な場合は、申請により役員会で協議し会長が認定する。
（2）　会則第３条第２号に規定する会員。ただし、１号会員である者を除く。
ア　会費 50%のみ納入する。
第 2 条　会費等の納入は、授業料とあわせて納入し、月額は役員会において決定する。
第 3 条　本会の運営上必要と認められるときは、役員会の決定により臨時の会費を徴収することができる。
（1）　臨時会費の徴収が議決されたときは、事務局長は、遅滞なく会員に周知させなければならない。
第 4 条　同一会員の子弟で、２人以上在学する場合は、２人目からの入会費は納付を要しない。

２　専門部会

第１条　本会には、次により専門部会を置き、その運営は、三役会との連携のもとに部長があたり、随時これを開催する。

（1）総務部会
（2）指導部会
（3）研修部会
（4）その他、必要と認める専門部会

第２条　専門部会は、次の任務を行う。

（1）総　務　部　会・・・地区懇談会・教育環境整備・関係団体との連絡調整等の業務
広報活動・他の部に属しないこと
（2）指　導　部　会・・・生徒の校外生活指導・進学就職指導援助・社会活動への参加
交通安全指導
（3）研　修　部　会・・・会員の研修事業・各種調査研修

第３条　専門部員は、会員より会長が委嘱するが、各学級よりそれぞれ１名を選出する。

（1）　専門部員の任期は１年とするが再任は妨げない。

３　学年部会

第１条　本会は、父母と学年担任が相互の理解と協力によって教育効果をいっそう高めるために、学年部会を設け、父母と教師の連携を密にする。

第２条　学年部会は、各学年を単位として構成し、その運営は、三役会との連携のもとに部長があたり、随時これを開催する。

第３条　学年部会は、次の事項につき協議、懇談する。

（1）学習活動に関する事項
（2）生活指導に関する事項
（3）進路指導に関する事項
（4）その他、学年に共通する事項
（5）各種学校行事等への参加

４　クラブ後援会

第１条　本会には、学校に設置される部・局・同好会活動を支援するために、クラブ後援会（以下、「後援会」という。）を設ける。

第２条　後援会費は、年額１２，０００円とする。

第３条　後援会には、全国大会への出場のための会計として、特別会計を置く。

５　会　計

第１条　会計は、適正に処理し、おおむね道の会計に準じた扱いとする。

第２条　会長は、事務局員に会計の補助執行を委嘱することができる。この場合、会長は副会長である学校長に対し、会計に関する事務の執行を委任する。ただし、毎月証拠書類に出納計算書等を添え会長の決裁を受ける

ものとする。

第 3 条　監事は、当該年度の事業が終了後、会則により会計を監査し総会に報告する。また、会計の交替等、必要により会計を監査したときは、結果を監査報告書により会長に報告するものとする。

第 4 条　その他、北海道教育庁財務課長通知「団体会計事務処理要領（準則）」を準用する。

6　慶弔規定

第 1 条　弔慰については、次のとおりとする。

（1）会員が死亡の場合　　５，０００円

第 2 条　その他、特に必要がある場合は、協議し贈ることができる。

7　表彰規定

第 1 条　役員が退任した場合、または本会の活動において、特に顕著な功績が認められて表彰する場合は、その都度協議する。

8　旅費規定

第 1 条　本会の外勤、旅行についての旅費は、この規定により支出する。

第 2 条　本会の用務により出張する役員及び会員の旅費の額は、北海道職員の旅費条例を準用し計算した額とする。

附　　則

以上の施行細則は昭和 62 年５月 17 日から施行し、昭和 62 年４月１日から適用する。

改正　平成３年４月 27 日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

平成５年４月 24 日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

平成７年４月 20 日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

平成 10 年４月 16 日から施行し、平成 10 年４月１日から適用する。

平成 22 年４月 22 日から施行し、平成 22 年４月１日から適用する。

令和元年５月１７日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。